

学識者に対する意見聴取の結果報告（概要）

番号	評価項目※	コメント (学識者 1)	コメント (学識者 2)	コメント (学識者 3)
1	意匠	2種類の色彩のレンガをイギリス積みで積むことでデザイン効果を出している。 北側部分の支え柱が斜めになっているのは、国指定の中にも無い。(写真1) 明治と大正のレンガ建築の違いを物語っている。	明治～大正期にかけての新たな表現型式としてのデザインが用いられている。 自己性を表して建築をした最初のものと言える。	大正モダニズム建築の先駆者である後藤慶二の特色が発揮されており、大正モダニズムの先駆的存在である。
2	技術	レンガ技術の最も進んだ段階の典型的な化粧技術を用いている。 レンガ積上げの断面が半円形覆輪目地(ふくりんめじ)の技術は現在の日本では失われており、東京駅の復元の際に技術習得から行った。(写真2)	施工が丁寧で一体感があり、覆輪目地は優れた技術である。	鉄筋コンクリート導入期のレンガ建築は最終段階のものとして重要である。
3	歴史的価値	創建時の場所に建物が残されていることが歴史的価値として重要である。	門の建てられた場所が近代史の一端を示す場所であることが重要である。	旧豊多摩監獄の建物の中で唯一残されている正門の価値は計り知れない。 中野区だけの遺産ではなく、日本の遺産と考えたほうが良い。
4	学術的価値	後藤慶二の設計した、現存唯一の建造物である価値は高い。	旧豊多摩監獄は建築史上、有名で専門書には必ず、採用されるものである。 後藤慶二の現存する唯一の作品であり歴史性も高く、現地にある実物の持つ力がある。	後藤慶二の作品が少ないだけに学術的価値があり、残してもらいたい。 大正期の建築物の見本ともいべきもので、建築史上大切なものである。 東京駅と同じ造りである。

5	流派的又は地方的特色	後藤慶二は早逝で寡作のため、代表作という言葉は使えず、流派的とは言えない。	地方的特色は認められない。	流派や地方性とは異なる建物である。
6	総括	東京都指定文化財になりえる。 現地保存としない限り文化財価値は低下する。 モニュメント、映像保存は文化財的見地からは検討対象にはならない。 何れにしても映像保存を含めた調査資料は必要である。	大正期の建築物は少なく重要であることから、今後は更に注目されるはず。この門が昭和58年に残されたのは、そういった意味があると思われる。国の重要文化財になることを期待する。 現地保存以外では文化財的価値は低下する。 モニュメント、映像保存は文化財的見地からは検討対象にならない。 映像保存は必要である。	東京都指定文化財になりえる。現地保存が一番良い。 モニュメント、映像保存は文化財的見地からは検討対象にならない。 何れにしても詳細調査をし、映像の保存など資料の収集・公開は必要である。

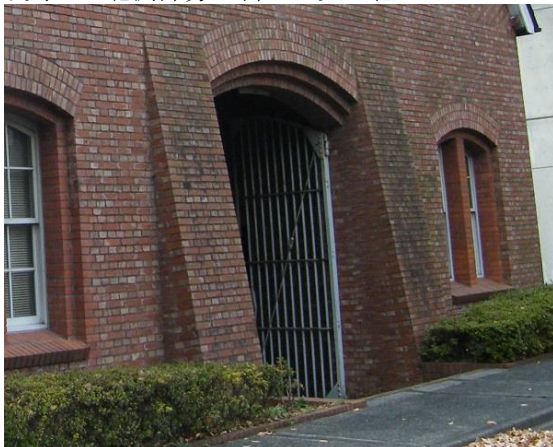
※評価項目は、国宝及び重要文化財（建造物）指定基準（第3次改正平成8年2月9日文部省告示第6号）に準拠

【参考】国宝及び重要文化財（建造物）指定基準

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

写真1：北側部分の斜めの支え柱



ふくりんめじ
写真2：覆輪目地



「旧中野刑務所正門」に使われている覆輪目地は、目地の断面が半円形で、中央部分を「かまぼこ」のように盛り上げることで、煉瓦の美しさを際立たせる効果を持つ日本独自の手法である。